

2017年の健北海道セミナーに90人 「働き方改革」を検証 「じん肺・アスベスト、職業性疾患」の分科会で報告

10月28日に札幌で「2017年働く人びとのいのちと健康をまもる北海道セミナー」が開かれ90人が参加しました。建交労からは7人が参加し、第3分科会「じん肺・アスベスト、職業性疾患の予防と補償」の中で、道本部労災職業病部会の石井事務局長と北海道鉄道本部の竹田委員長がとりくみの報告をおこないました。

今年のセミナーは「働き方改革を検証する～健康でいきいきと働ける社会を」がテーマで、午前中の全体集会では、旭川大学の増田幹司教授が「労基法70年、労働時間法制からその変遷を考える」と題して記念講演し、全労働北海道支部の木村憲一さんから「働き方改革関連一括法案」の内容・問題点や労働行政の動きなどについて、「新卒看護師過労自死訴訟」について弁護団の島田度弁護士と原告（母親）からの特別報告がありました。

午後は3つの分科会と若者向け企画「いのラボ」で学び交流しました。第3分科会では、札幌ワーカーズクリニックの佐藤修二医師（最近の職業性疾患の事例と特徴）と北海道建設アスベスト訴訟弁護団の長野順一弁護士（アスベスト訴訟の到達点と課題）の小講演のあと、建交労北海道本部労災職業病部会の「健康相談会」や労災認定のとりくみ、建交労北海道鉄道本部の石綿健康管理手帳のとりくみ、北海道勤医協中央病院など道内の民医連病院でのアスベスト健診と労災申請のとりくみが報告されました。長野弁護士は、国と建材メーカーに賠償を命じた前日（10月27日）の東京高裁での横浜第1陣訴訟の判決を受けて、北海道での第1陣・第2陣訴訟の勝利とともに、国と建材メーカーに救済制度をつくらせる政策形成の課題を強調しました。

建設アスベスト訴訟東京高裁判決 国と建材メーカー4社に賠償命令 1審判決（横浜地裁）を取り消し、逆転勝訴

東京高裁は10月27日に「首都圏建設アスベスト・横浜第1陣訴訟控訴審」の判決を言い渡し、国と建材メーカー4社に3億7000万円の賠償を命じました。横浜第1陣訴訟は、2012年5月に国と建材メーカーのいずれにも賠償責任なしとする横浜地裁の不当判決を受けましたが、全国の訴訟とともにたたかいを強めてこの日の逆転勝訴判決をかち取りました。

なくせじん肺キャラバンで札幌市に要請

10月30日、「なくせじん肺キャラバン」の札幌市への要請行動がおこなわれました。要請では、札幌市として「アスベスト相談会」を実施すること、アスベストが使用され露出していた市営住宅に住んでいた住民の健康診断をおこなうことなどを強く求めました。